

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に当たるときは、
の翌日)

告
示

鳥取県告示第九百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芦川外科医院	鳥取市田園町四丁目一三七	昭和五十一年十一月十五日
上山整形外科医院	鳥取市湖山町中道一一二六の七	"
堀内診療所	鳥取市西品治新茶屋七四九の三	十六日
田 中 医 院	倉吉市上井町二丁目九の二	十五日
清水歯科医院	鳥取市湯所町二丁目二三一	"
小林歯科医院	八頭郡用瀬町鷹狩七六七の四	"
前嶋眼科医院	鳥取市元町三六	十八日

- ◆選管告示
- 選舉管理委員会の招集
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◆公安告示
- 風俗営業等取締法による聴聞

鳥取県告示第九百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鎌迫 陽	鳥医第二、一二九号	昭和五十一年十一月十七日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤原正道	鳥医第二、一〇九号	昭和五十一年十月二十九日

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
徳盛 豊	第二、一一〇号	"
河西道子	" 第二、一一一號	"
乗本業文	" 第二、一一二號	"
岸田裕子	" 第二、一一三號	"
吉田明雄	" 第二、一一四號	"
頼田孝男	" 第二、一一七號	十一月四日

鳥取県告示第九百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の十一第一項の規定に基づき、保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福島薬局	所在地	指定の辞退によつて保険薬局でなくなつたものの名称	所 在 地	指定の辞退の効力発生の年月日
	境港市中町九三			昭和五十一年十二月十日

鳥取県告示第九百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法へ

3 昭和51年11月30日 火曜日

鳥取県公報

第4804号 (第三種郵便物認可)

昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字中原字野々段九〇六、字西谷東平九〇四の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百三十九号
次の保安林を解除予定の保安林したので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 起業者の名称
岸本町
- 二 事業の種類
岸本町南公民館建設工事
- 三 起業地
西伯郡岸本町立岩字沖河原地内

1 収用の部分

西伯郡岸本町立岩字沖河原地内
なし

2 使用の部分

土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
鳥取市中村字石谷五〇八の三(次の図に示す部分に限る。)五〇八の
一、五〇八の二

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市中村字石谷五〇八の三(次の図に示す部分に限る。)五〇八の
一、五〇八の二
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備

鳥取県告示第九百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
境港市
- 二 事業の種類
境港市渡公民館建設工事
- 三 起業地

1 収用の部分

境港市渡町字寺東地内

2 使用の部分

なし

- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
境港市役所

削除する部分

岩美郡国府町大字奥谷字追詰土居、字河田、字辺田ヶ坪及び字宝
蔵免並びに大字宮下字庄司ヶ瀬、字向畠ヶ、字四反長、字八町、
字内毛田、字下毛田、字以原、字八反田及び字下鶯尾並びに鳥取
市立川町五丁目字五万田、字上鳥見、字下鳥見、字三反長、字大
川渕及び字畠ヶ田、大村字横長、字一本木、字代ノ田、字北崎及
び字八反田、吉方温泉四丁目、吉方、南吉方一丁目、興南町、富
安一丁目、富安二丁目、扇町、天神町、古市字塚ノ本、字下寺屋
敷、字棚田、字島田、字田ノ向、字南八ツ口、字西八ツ口及び字
行徳廻り土手外並びに幸町

鳥取県告示第九百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

(2)

二・一・六号上町十六本松線

変更する部分

鳥取市松並町二丁目

削除する部分

鳥取市秋里字埋立、字上土居、字西土居、字上寺後、字出張、字宮之出口、字長町、字上下水越及び字松下、江津字西高矢倉、字四反長、字神妙、字前田、字下土居及び字船附並びに浜坂字柳原及び字下河原四

(3) 一・三・三号行徳田島線

変更する部分

鳥取市西品治字猿尾間一、字土手下一及び字土手下二

削除する部分

鳥取市幸町、古市字行徳廻り土手外、字下新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内一及び字御棚ノ内二、西品治字猿尾間一、行徳は並びに

行徳ろ

(4) 二・一・二号宮下十六本松線

追加する部分

岩美郡国府町大字奥谷字追詰土居、字河田、字辺田ヶ坪及び字宝蔵免並びに大字宮下字庄司ヶ瀬、字向畠ヶ、字四反長、字八町、字内毛田、字下毛田、字以原、字八反田及び字下鷺並びに鳥取市立川町五丁目字五万田、字上鳥見、字下鳥見、字三反長、字大川瀬及び字畠ヶ田、大村字横長、字一本木、字代ノ田、字北崎及び字八反田、吉方温泉四丁目、吉方、南吉方一丁目、興南町、富安一丁目、行徳は、行徳ろ、富安二丁目、扇町、天神町、幸町、古市字塚ノ本、字下寺屋敷、字棚田、字島田、字田ノ向、字南八ツ

口、字西ハツロ、字下新田、字木戸ノ外、字御棚ノ内一、字御棚

ノ内二及び字御棚ノ内三、西品治字行徳乗越、字猿尾間一、字猿尾間二、字土手下二、字土手下三、字土手下ノ一、字土手下ノ二、字土手下ノ三及び字土手下ノ四、由島字土手下ノ一及び字松下、

安長字下河原、字長丁及び字埋立、秋里字上安長、字上土居、字上寺後、字西土居、字出張、字宮之出口、字長町、字上下水越、字松下、字皆竹畠、字東皆竹及び字敷ヶ土手、江津字西高矢原、字四反長、字神妙、字大正、字紀念、字下土居、字前田及び字船附並びに浜坂字柳原及び字下河原四

三 縦覧場所

岩美郡国府町町屋三〇五番地一 国府町役場

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十一年十二月一日から昭和五十一年十二月十四日まで

鳥取県告示第九百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類
倉吉都市計画道路

三・五・四号倉吉広瀬線

三・六・四号倉吉広瀬線

三・六・五号倉吉閔金線

二 都市計画を変更する土地の区域

三・五・四号倉吉森線

変更する部分

倉吉市字西淀広、西倉吉町字朝日、字稻成、字屋敷及び字中城、

秋喜字清水山及び字清水元並びに福光字古屋敷、字下折口及び字

屋敷畠

(2) 三・六・四号倉吉広瀬線

変更する部分

倉吉市字西淀広

(3) 三・六・五号倉吉閔金線

変更する部分

倉吉市西倉吉町字朝日並びに丸山町字円山及び字七右エ門田

三 縦覧場所

倉吉市葵町七二二番地 倉吉市役所

四 縦覧期間
昭和五十一年十二月一日から昭和五十一年十二月十四日まで

鳥取県告示第九百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十二月十日 鳥取県指令受米土維第八百四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原二二八 森崎正道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原二二八 森崎正道

鳥取県告示第九百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月二十三日 鳥取県指令受都計第六十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字上赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区北青山一丁目二番三号

キヤタピラー三菱株式会社

代表取締役 林 静

鳥取県告示第九百四十六号

公有水面埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

二 埋立区域

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 位置

岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二一一九一地先

四 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1 岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二一一九一地先
- 2 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び7の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域
- 3 北防波堤燈台（北緯三五度三四分四八・五八秒、東經一三四度一七分三一・七五秒）から一二二度〇〇分五五七メートルの地点（以下「A地点」という。）から二七九度三〇分七〇メートルの地点
- 4 A地点から二六七度三〇分七二メートルの地点
- 5 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点
- 6 A地点から二五〇度〇〇分二二一メートルの地点
- 7 A地点から二五五度〇〇分二三二メートルの地点
- 8 A地点から二六四度〇〇分二四〇メートルの地点
- 9 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点

(二) 面積

- 1 九、三四一・一〇平方メートル
- 2 四 埋立ての用途

漁港施設用地

五 出願年月日

- 6 A地点から二七二度二〇分二三三メートルの地点
- 7 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点

(三) 面積

- 三、六六九・五〇平方メートル

(四) 位置

岩美郡岩美町大字大谷字町田浜二一八二一一九一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1 A地点から二七九度三〇分七〇メートルの地点
- 2 A地点から二六七度三〇分七二メートルの地点
- 3 A地点から二七三度三〇分一三三メートルの地点
- 4 A地点から二七一度〇〇分一五三メートルの地点
- 5 A地点から二四四度〇〇分一八七メートルの地点
- 6 A地点から二五〇度〇〇分二二一メートルの地点
- 7 A地点から二五五度〇〇分二三二メートルの地点
- 8 A地点から二六四度〇〇分二四〇メートルの地点
- 9 A地点から二七九度四〇分二三〇メートルの地点

昭和五十一年十一月十五日

鳥取県告示第九百四十九号

鳥取県告示第九百四十七号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、浜の上団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を中山町に

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事
平林鴻三

鳥取県告示第九百四十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県知事 平林鴻三

一
徳聞の朝日

昭和五十一年十二月九日 午前十時三十分から

二 聽聞の場所

倉吉市巖城二七九

鳥取県中部総合事務所 第六会議室

三 聽聞当事者の住所及び氏名

倉吉市大正町一〇七六 升田岩造

倉吉市上余戸二八二 山口 携

00748

米子市大篠津町

を

大篠津支店
米子市役所出張所

鳥取県公安委員会告示第五十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十一年十二月九日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市永楽温泉町一一一番地

株式会社 みつかね

代表取締役社長 三宅金延

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号
昭和五十一年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和五十一年十一月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和五十一年十一月三十日（火）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第二応接室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について

て